解

No. 3

小作爭議調査表

（昭和　年　月分）

財團法人 協調會福岡出張所

場所	筑紫郡大宰府町大字五谷
發生終熄	昭和七年十一月六日 昭和七年〃月十三日
關係人員	地主 一〇人 小作人 四〇人（平島馬造）
關係地種類面積	田七町歩
地主關係團体	ナシ
小作人關係團体	ナシ
原因	未曾有の大洪水のため施作被害甚大にて收穫減の見込を以て小作料減額を要求
要求事項	小作料一割の減額要求
經過	一率に一割減ける為を失するものとして被害広じ要求すること、より区長外一名に交渉一任、十一月八日交渉の結果地主側は実地調査ノ上被害程度に広じ減額する。 十一月十三日下記ノ條件に依り解決
結果	一、小作料減額せざるもの一一反歩 二、小作料五分減額するもの五反余 三、收穫高を地主と小作人に於て折半するもの五十五反

備考